などが 転倒したり 強さの揺れです 移動したりする たんすやテレビ

するか分か 震度データベースより)。 な地震は発生しており すぐ5年が経過します。 するか分かりません。東地震はいつどこで発生 本大震災の記憶を風 ためにも、

発生しています(気象庁年の11月末までに、40回 災翌日の3月12日から昨 上の地震は東日本大震 日本国内で震度5強※以 東日本大震災後も大き 東日本・ 大震災からもう

### 今からできる日ごろの備え

※震度5強は、

◇家族との連絡方法・集合場所の確認

度地震への備え

を確

- ◈非常時持出品、備蓄品の用意
- ◇家の内外の安全対策・点検
- ◇地震発生時に取るべき行動の確認(安全確保方法の確認など)

なり窒息してしまうケ

-スが

んすなど重い家具の下敷きと

住宅が倒壊しなくても、

た

ありました。また、もし家具の

敷きにならなかったとして

ます。 めにも家具の固定を実践 倒防止をすることはできませ 逃げられなく も、倒れた家具が戸をふさいで ん。自分の命は自分で守るた 地震が起こってから家具転 なることも あり

### 家具固定のすす め

災では死者・行方不明者が 息・圧死などが約8 れています。 倒壊や家具の転倒による 平成7年の阪神・淡路大震 られた人の死因は、家屋の 0 人を超えました。亡く 割と言 6. わ窒

な



えない場合は、突っ張り棒など

しましょう。L字金具などが使L字金具などで家具を固定

理想は家具の固定

ガラスや陶器に注意

地震により割れたガラス

するように気を付けましょう。 や桟が入っているところで固定 も有効です。固定する際は、柱

が大切です。

スリッパなどを常備すること まった時でも移動できるよう、 することはもちろん、割れてし ラスや陶器が割れないように きなくなることがあります。ガ 陶器が床一面に広がり、移動で

# テレビなども凶器に

り落下 ビなども固定しましょう。 因となることもあります。テレ 落下したりして、大けがの原テレビや電子レンジが飛んだ



## ですが、家具の重心を下げた 理想は家具を固定すること

どうしても固定できない

性が下がります ませんが、これでも転倒 下がります。 けでも、転倒の危険性が れ、壁にもたれ気味に置くだ り、家具の下部前方に板を入 ませんが、これでも転倒の危険上に。当たり前のことかもしれ重いものは下に、軽いものは 上に。当たり前のことか 少

《危機管理·防災課》

### 土砂災害(特別)警戒区域の指定が完了

府は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域と 土砂災害特別警戒区域28か所を新たに指定。これで全 138地区2,209か所となり舞鶴市内全域の指定が完了 しました。

市では、市民の皆さんの土砂災害に対する意識を高 め、円滑に避難できるよう区域の指定に合わせて、「土 砂災害ハザードマップ」を作製し全戸配布

なお、指定された区域は府ホームページで も確認できます。詳しくは右のコードから。

▶詳しくは、国・府事業推進課(☎66・1047)へ。

### 認知症徘徊者の早期発見へ 事前登録を始めます

急速な高齢化に伴い、認知症の高齢者が行方不明とな るケースが全国的に多発しています。

市では、行方不明者を早期に発見し、家族の元に安全に 戻ることができるよう、対象者の事前登録と「身元判明の ためのグッズ」の配布をはじめます(無料)。また、GPS発 信機の購入(レンタル含む)経費の補助も実施します。

### ●事前登録を受け付け

しています。

【対象】認知症のある人または疑われる人

【登録方法】高齢者支援課か西支所保健福祉係の窓口で 【その他】登録情報は行方不明発生時の早期発見を目指 すために舞鶴警察署と共有し、登録した人に、身元判明 のためのグッズ(名札、キーホルダー、バッジ、反射ステッ カー、アイロンで付けるシール)を配布。





▲身元判明のためのグッズのバッジ、 名札、アイロンで付けるシール

▲靴に貼った反射ステッカー

### ●GPS発信機の購入経費に補助(レンタル含む)

【補助限度】上限10,000円 【申請方法】高齢者支援課か 西支所保健福祉係の窓口で



### 《リーフレットとガイドブックを設置》

認知症により行方が分からなくなった時の対応方法な どを掲載したリーフレットや認知症の基礎知識・相談窓口、 予防方法などを掲載したガイドブックを高齢者支援課や 西支所保健福祉係、加佐分室に設置しています。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1012)か西支所保健福 祉係(☎77・2253)へ。

### 固定資産税(償却資産)の申告をお忘れなく

償却資産を所有している事業者は、1月1日現在の状 況を2月1日(月)までに申告してください。償却資産に かかる固定資産税は市税収入の約26%を占める大切 な財源です。

### 《申告はお早めに》

期限直前になると窓口が大変混み合います。早めの申 告にご協力をお願いします。また、地方税ポータルシス テム「eLTAX」を利用しての電子申告もできます。

### 《償却資産とは》

法人や個人で工場・商店などを営んでいる人が、そ の事業に用いることができる機械・器具・備品などのこ とです(下表参照)。

業種	課税対象となる主な償却資産の例
各業種共通	パソコン、ルームエアコン、内装・内部造作、広告塔、ネオンサイン、自動販売機、太陽光発電設備、舗装路面など。
製造業	製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機など。
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機など。
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、発電機など。
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、ボーリング場用設備など。
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など。
小売業	陳列棚・陳列ケース、日よけなど。
理容·美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど。
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療 ユニット)など。
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール 包装設備など。
不動産貸付業	受·変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央 監視設備、門·塀·緑化施設等の外構工事、駐 車場等の舗装及び機械設備など。
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピーなど。

※小型特殊自動車(トラクター、乗用装置付きコンバインなど の農耕作業車や小型フォークリフトなどの小型特殊作業車 等)は、軽自動車税での課税対象となります。本市税務課で 登録届出を行ってください。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。



MAIZURU 2016-1 2016-1 MAIZURU